

鹿高第 272 号  
令和 2 年 5 月 19 日

居宅介護支援事業所  
地域包括支援センター  
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所 各位

鹿屋市高齢福祉課長

## 居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の取扱いについて

平素より介護保険事業の実施につきまして、御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書（以下、「届出書」という。）について、下記のとおり届出に関する本市の取扱いを整理しました。つきましては、内容を御確認いただき、手続きに遺漏のないよう御留意くださるようお願いいたします。

### 記

※「**居宅サービス等**」：居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援のうち、厚生労働省令により代理受領の要件が定められているもの。

#### 1 届出書の提出について

##### (1) 基本的取扱い

届出書は居宅サービス等の利用開始日までに提出してください。

居宅サービス等にかかる費用の支払いを代理受領の手続きにより行うためには、届出書を「あらかじめ市町村に届け出ている」ことが必要であり、原則として届出日（届出書の提出日）からの適用となります。

居宅サービス等の利用開始日より後に届出書を提出した場合、(3) に該当する場合を除き、届出の適用を居宅サービス等の利用開始日に遡及しません（原則どおり「償還払い」の取扱いとなります）ので、御留意ください。

なお、事業者を変更する場合の取扱いも同様です。

#### 根拠法令

《居宅サービス》 介護保険法第 41 条第 6 項及び介護保険法施行規則第 64 条

《地域密着型サービス》 介護保険法第 42 条の 2 第 6 項及び介護保険法施行規則第 65 条の 4

《居宅介護支援》 介護保険法第 46 条第 4 項及び介護保険法施行規則第 77 条

《介護予防サービス》 介護保険法第 53 条第 1 項及び介護保険法施行規則第 83 条の 9

《地域密着型介護予防サービス》 介護保険法第 54 条の 2 第 1 項及び介護保険法施行規則第 85 条の 2

《介護予防支援》 介護保険法第 58 条第 4 項及び介護保険法施行規則第 95 条の 2

(2) 居宅サービス等の利用をいったん終了（中断）し、再び居宅サービス等を利用する場合

下記のような場合においては、居宅サービス等の終了（中断）前の届出書の提出の有無に関わらず、新規開始扱いとなりますので、(1)と同様に、居宅サービス等の利用開始日（再開日）までに届出書を提出してください。

- 居宅サービス等を利用していた被保険者の認定有効期間が終了した後、再び要介護（要支援）認定を受け居宅サービス等を利用する場合
- 居宅サービス等を利用していた被保険者が、非該当となったため居宅サービス等の利用を終了した後、再び要介護（要支援）認定を受け居宅サービス等を利用する場合
- 居宅サービス等を利用していた被保険者が、介護保険施設（老健やグループホーム等）に入所したこと等により事業者との契約が終了した後、再び在宅に戻り居宅サービス等を利用する場合
- その他、上記に準ずる場合

(3) 暫定的に居宅サービス等を利用する場合

下記の場合は、認定結果が確定してから14日以内に届出書を提出していただくことにより、届出の適用を居宅サービス等の利用開始日に遡及できる取扱いとします。（平成29年5月19日付け事務連絡のとおり。）

なお、14日を過ぎて届出書を提出した場合、届出日からの適用となりますので、御留意ください。

- 新規又は区分変更申請で、申請時から暫定的に居宅サービス等を利用する場合
- 更新申請で、有効期間内に認定結果が確定せず、暫定的に居宅サービス等を利用する場合

## 2 適用年月日

令和2年6月1日

## 3 その他

原則として、居宅サービス等の利用開始日前の市役所開庁日（平日）に届け出ることとし、やむを得ず届け出ようとする日が土日・祝日等の市役所閉庁日にあたる場合は、事前に御相談ください。

また、市外の事業者等が郵送により届け出を行う場合等については、必要に応じて届出の適用を郵便の消印日まで遡及できるものとしますが、これにより難しい事情がある場合には、事前に御相談ください。

**【問合せ先】**

鹿屋市高齢福祉課 給付管理係

電話 0994-31-1116

内線 3185・3189